

▼平成十四年度大崎町国民健康  
保険事業特別会計補正予算  
(第三号)

一千六百九十八万九千円を追加  
総額十七億三百七十七万円

補正の主なものは、療  
養給付費負担金の前年度  
実績に伴う追加交付によ  
る補正増と、退職被保険  
者等交付金の補正増及び  
保険給付費の補正増等を  
するものです。

▼平成十四年度大崎町水道事業  
会計補正予算  
(第四号)

収益的収入及び支出の予定額を  
二億五千五百三十一万二千円

補正の主なものは、手  
人件費等の減による調整  
数料等の減と異動に伴う  
です。

▼平成十四年度大崎町老人保健  
特別会計補正予算  
(第三号)

一億三千七百三十三千円を減額  
総額二十三億四百三十一万六千円

補正の主なものは、医  
療費が見込みを下回った  
ため、支払基金交付金・  
国県支出金及び一般会計  
繰入金等を調整するもの  
です。

▼平成十四年度大崎町公共下水道  
事業特別会計補正予算 (第三号)

六百五十一万八千円を減額  
総額六億六千九百七十五万円

補正の主なものは、人  
件費の減額及び工事請負  
費の執行残による減額並  
びに地方債償還利子及び  
一時借入金利子の減額が  
主なものです。

▼平成十四年度介護保険事業  
特別会計補正予算  
(第三号)

四十三万七千円を減額  
総額十二億七千五百九十三万七千円

補正の主なものは、要  
介護者等に対するの保険  
給付費の調整と財政安定  
化基金からの貸付借入に  
よるものです。

◎ 条例関係

▼大崎町情報公開条例の制定

町民の知る権利を尊重  
し、町が保有する情報の  
公開を図り、町民への説  
明責任を明確にするため  
に制定するものです。

▼大崎町職員等の旅費に関する条例  
の一部改正

車賃の額を一キロメー  
トル当り三十七円から二  
十三円に改めるものです。

▼非常勤職員等の報酬及び費用弁  
償等に関する条例の一部改正

人事院勧告により、議  
員報酬・特別職・一般職  
の給与が一月より引き下  
げられたことに伴い、非  
常勤職員等の報酬額につ  
いても引き下げをおこな  
うものです。

▼大崎町手数料条例の一部改正

「鳥獣保護及び狩猟に  
関する法律」の全部改正  
と、屋外広告物の許可又  
は、その更新事務等が県  
より権限委譲されること  
に伴い条例の一部を改正  
するものです。